再

ケ崎夜間学校

2009 (平成 21) 年 9 月 29 日号 西成区役所に定額給付金の相談 窓口があります。

大阪市内に住民票ある人専用!

消滅時効 法律

金額も借りた先も不明なのだが 随分前のこと

民法167条第1項に、

債

権は、

10

年間行使しないとき

は、

平たく、 消 滅する」とあります。

ることが出来なかったら、 単純に言えば、人に金を貸して、たんじゅん い ひと かね か もう取り立てる権利はなくなるよ 10 年ねんかん 取り立て

借金があるといっても、 無い

も同然!

5年たてば、「時効の援用」でチャラ

借金があっても、生活保護、 受けられる。本当にそうか、

それなら、ワシもいけるな」という人がいました。

「それいつごろの話 かな?」、つい、突っ込みを入れると、

アー」。 「サアー、 10年以上前のことで、借りたトコも名前忘れたナー ねんいじょうまえ

拒否したい記憶、更に、今の生活と直接関係のない記憶は、大きょひ きおく さら いま せいかつ ちょくせつかんけい きおく だい 人というものは、 記憶していたくないこと、思い出すことを

まおく
だ

も、金額もあやふやになるのは無理からぬことです。 体忘れることになっているので、 10年も経つと、 借金した先

ある事柄で、現在成り立っている生活をかき乱すのはよろしく 法律でも、 人のこの性質は織り込み済みで、 忘却 の彼方に がなた

ます。使わない権利は、無いも同然、 ないとのことから、「時効」という考え方が取り入れられてい 消えて無くなる。

ている個人営業のヤミ金も含まれると考えられます。

金が消えるわけではありませんから注意が必要です。 民法第1

所がこれによって裁判をすることができない。」とあります。 4 5 条に、 「時効は、 当事者が援用しなけ がば、 裁いばん

ベットの後間 宿 所 けら、

段

生活保護

確定するために、 というわけです。 この10年という期間を最大として、さらに、 より短い期間で時効を成立させる「短期なりをかったからしている」といっている。 権利関係を迅速にけんりかんけい じんそく

時効」というものがあります。

に別段の定めがある場合を除き、 商法522条に、「商行為によって生じた債権は、この法律しょうほう じょう しょうこうい 5年間行使しないときは、 時で 効⁵

によって消滅する。」とあります。

の場合は 10 年間、 間かん これらの法律があるから、一般的に、「お金を借りた相手が個」によって、 .債権者から何の請求も受けず、1円も支払をしていないと、
さいけんしゃ なん せいきゅう う 銀行や貸金業者などの会社の場合なら5

その借金は時効にかかる。」といわれるわけです。

「貸金業者などの会社」の範囲には、反覆して業として行かしきんぎょうしゃ かいしゃ はんい はんぷく ぎょう おこな

ただし、10年、5年の歳月が過ぎたからといって、自動にだし、10年、5年の歳月が過ぎたからといって、自動 自動的に に 借る

「援用」というのは、 わかりにくい言葉ですが、 この場合は、 古い昔はさらりと捨てて

の活用で畳 至今

大阪市西成区萩之茶屋1-9-7 釜ヶ崎日雇労働組合気付 釜ヶ崎夜間学校 発行

消

... 滅っ

にさった記憶 たけ た年月 け \mathcal{O} るとは決して、 れ ということです 万々一、 時じ が れ 主帅 民で 従れが 「お電話ください 届と ナ 効き わ 0 、たら ノタは、 票 きます。 りた先も、 日ぴ て、 \mathcal{O} 私た 借り を 動 時じ は を 法は を確認。 電話す 証 ***援**護として、 時効やろ」 訪な 憶さ 「中断」 「中断」 律 金が 使が は、 「時 z s 私た ね カゝ \mathcal{O} 下章 返 ででいる。 返済請 言わないように。 存在が 有効とは、 呼ょ び 金龙 ま をしては たとたんに、請 金を返れる を出だ \mathcal{O} 額公前 لح 請せい を認いると が 援用」 求き か、 覚まさない 返済方法に Ę よう。 求きゅう それな あ す る」とだけ り 8 せと ま が な る権が です あやふやなのに、 ると、 11 ýます。 $\overline{}$ は、 を用き 、長話をし、 なけ ŋ す け 言い ま 万円ずつい (下に文例び 利り 年以りませ が、 いようにし に うけ 内ない n せ 振^ょり 求というか、 忌 あ 0 、ます。 容 上 が却とは、 わ れ 概が 証 出だ ててて 経た でにアナ Tしに戻り 返す」 心言 \mathcal{O} 借やっ 話な 明め 場合は、 が 0 の郵便などで相手に伝えないのうびん あいて った ましょ 金龙 法は し 合 ぁ を落ち着い 電が て は あ ょ 律に なん どうやってい 話ゎ などと言ってい う。 り 11 借やっ 忘す いうことです。)ます) 11 ることを け ŧ あり 金確 時じ れ去ることなり ま て しゃ。ま 借 す。 無な 効き かかかい 付て、 にはない 活 せ 金ん ます。 認 が 認のための郵品保護を受け、 忘り 伝える?」 、 も 同然、 確した 定だ 却含 確した 覚え \Diamond か . ح カコ 借やっ 書は \mathcal{O} は で 5 \mathcal{O} \Diamond) 彼 が な た け なけ れて が 類ない 借か 金丸 ほ

しょうめっ じょう ないようしょうめい さんこうれい 消滅時効の内容証明の参考例

ねん つき ひづけ とうほう たい ふつうゆうびん きんせんたいしゃくせいきゅう たい ほうりつ さだ 貴社よりの〇年〇月〇日付の当方に対する普通郵便による金銭貸借請求に対し、法律に定める時効期日 けいか じこう えんよう せんげん こんご きしゃ いか せいきゅう な なんよう さいむ しょう 経過により時効の援用を宣言します。今後貴社より如何なる請求が成されても、この援用により債務は消 とうほう しはら 滅したのであり当方は支払う意志は御座いません。

なにとぞ い か ばんたんよろ 不本意とは存じますが何卒以下万端宜しくお願い申し上げます。

「定額給付金の取扱い」のおしらせ。 大阪市の定額給付金の申請は11月2日までです。

10月1日(木)以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。 かく し ちょうそん そうだん 西成区以外の方は、各区役所および各市 町 村へ相談をおこなってください。

生活保護は、無差別 平等、困窮の 事実に基づいて、誰でも活用すること が出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病 気でないから受けられない、というの はウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、 はんかいせん ひがしがわ こうしゅうべんじょよこ 阪堺線の東側、公衆便所横のガード を 東に抜けて、交差点を渡ったとこ ろにある建物です。「手引き書ー生活 む りょうはい ふ ちゅう 保護は怖くない」(無料配布中)

不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

双葉 商 事さん (電話 0 6 · 6 5 6 1 · 4 3 9 2)

つる みばししょうてんがい おく にし はし しききん ふょう いま はい ぶっけん 鶴見橋 商 店街の奥 (西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあ ります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を 決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん (電話 06・6658・8888)

ごうせんはなぞのこう さ てん 26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の 物件もあります。

かなら じつぶつ へゃ み ひかく しゅうぃ かんきょう かんが 必ず、実物 (部屋) を2~3見て比較、周 囲の環 境 を 考 えて、 得心して決めましょう。